

第4次高知県犯罪のない 安全安心まちづくり推進計画

(案)



令和4年3月

高 知 県

はじめに

犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いでもあります。県民生活の基盤となるものです。

県では、この実現に向けて、平成18年度から「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、取組を総合的、計画的に進めるため、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定し、関係機関や団体等と連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、本県における刑法犯の発生件数は年々減少しており、県内の治安情勢は着実に改善しています。

しかし、依然として児童への声かけや特殊詐欺の被害が発生する等、子どもや高齢者が被害者となる事件は後を絶たない状況にあります。

また、最近では、被害に遭うかもしれないと不安になる場所として、多くの人がインターネット空間を挙げているといった現状もあります。

こうした課題や現状を踏まえ、平成29年度からの新たな5か年計画として「第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、自主的な防犯活動の促進につながる広報啓発や高齢者、障害者、子ども、女性の見守り活動などの取組を進めてまいります。

計画を実効あるものとするためには、行政をはじめ、県民、事業者、地域活動団体が連携し、協力し合いながら、絆で結ばれた安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが不可欠でありますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりご協力をいただきました皆様方に、心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

高知県知事 濱田 省司

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1	計画策定の趣旨	1
第2	県民の意見の反映	1
第3	計画の期間	1
第4	数値目標（目標数値・状況確認指標）の設定	2
第5	進行管理	2
第2章	計画策定の背景	
第1	高知県の現状	3
第2	第3次計画の成果と課題等	8
第3	第4次計画における重要な取組	29
第3章	計画の目標及び基本的な方向	
第1	計画の基本目標	33
第2	計画の基本的な方向	33
第3	計画の取組体系	33
第4章	具体的な取組事項	
第1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）	37
第2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）	42
第3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）	47
第4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）	57
第5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する（重点目標5）	60
第5章	数値目標	
第1	目標数値	62
第2	状況確認指標	64
【参考資料】		
参考資料1	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例	67
参考資料2	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例に基づく防犯指針	
	「学校等における児童等の安全の確保のための指針」	72
	「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」	75
	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」	78
	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」	82
参考資料3	高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況	
	高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿	91
	高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿	91
	検討会及び庁内推進会議の開催状況	92

※本計画に記載する担当課名は、令和3年度のものです。